

2. 課税要件の検討

事業者説明会において、宿泊事業者から課税要件についても様々な意見が聞かれました。

そこで本日は、課税要件の未確定部分について事業者の意見等を踏まえた検討をお願いし、出雲市の宿泊税の制度について、可能な部分から答申に向けた方向性のとりまとめをお願いします。

(1) 課税要件

	項目	検討済または、今後検討の論点
①	課税客体	市内に所在する宿泊施設における宿泊行為
②	納税義務者	上記施設への宿泊者
③	徴収方法	宿泊事業者が特別徴収義務者となり、宿泊者から宿泊税を預かり、その税金を市に納入する
④	特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有する者
⑤ ⑥	課税標準 税率	課税標準を「宿泊数」とし、税率を「定額一律」または「定額段階」とするか 「宿泊料金」とし、税率を「定率」とするか
⑦	課税免除	課税免除は必要か。 免除が必要な宿泊とは何か。
⑧	免税点	免税点の設定は必要か。 なぜ必要か。 いくらとすべきか。

(1) 課税免除に係る法令等

地方税法 第6条（公益等による課税免除及び不均一課税）

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。
地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係） 第1章第1節2 課税免除等

課税免除等租税負担の合理化を図るため、非課税規定は、これを最小限度にとどめているのであるが、地方団体が自ら行う課税免除、不均一課税、租税の減免等についても、その内容について徹底的検討を加え、濫用することがないよう特に留意すること。（法6・7）

なお、地方団体において納税義務者に係る一定の事由に該当することを理由として一律かつ無条件に当該税負担を軽減するような措置を講ずることのないよう留意すること。

免税点設定及び課税免除項目については、公益性その他の観点から明確な設定理由が必要である

(2) 税額の算定方法

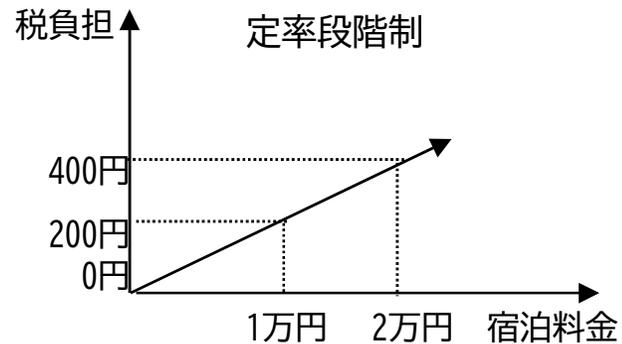
(1)定率方式

$$* \text{宿泊料金} \times \text{〇}\%$$

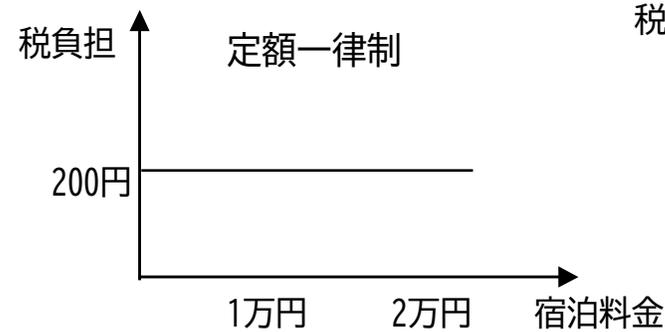
(2)定額方式(一律制または段階制)

$$* \text{宿泊数} \times \text{1人1泊 } \text{〇〇円}$$

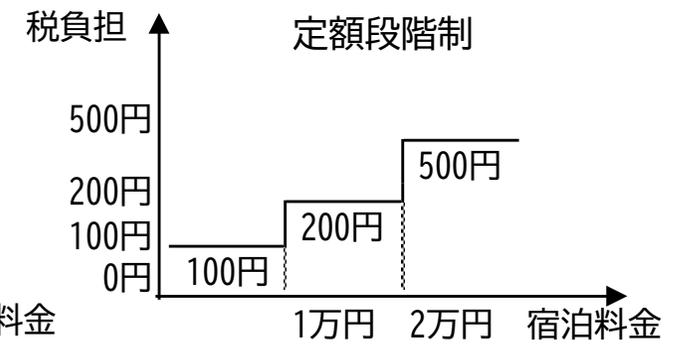
< 倶知安町の例 >



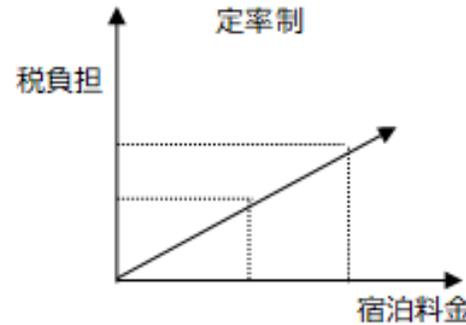
< 常滑市の例 >



< 長崎市の例 >



各方式に対する意見等

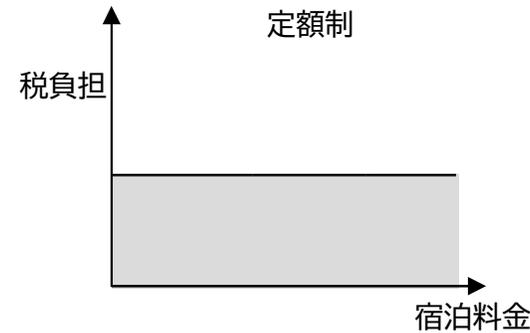


定率制

特 徴	宿泊事業者の意見
<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊人数を把握する必要がない・ 宿泊客の負担能力に見合った税額を課すことが可能（垂直的公平）・ 受ける行政サービスに対し宿泊料金が高額であるほど税負担が過重となる・課税標準額を算出する手間が増える・ 物価上昇等による宿泊料金の変動に柔軟に対応でき、税収の増も見込める	<ul style="list-style-type: none">・ 1棟貸し、一室料金の場合分かりやすい・ 高級旅館と比べて低価格帯の負担感が重いのでその意味では定率制がよい。・ 食事代の分離などが非常に面倒・ 帳簿管理しているので計算が難しい・ 定額制にしてほしい・ 前回アンケート「申告や納付に不安がある」 (53.3%)

各方式に対する意見等

定額制(免税点なし)

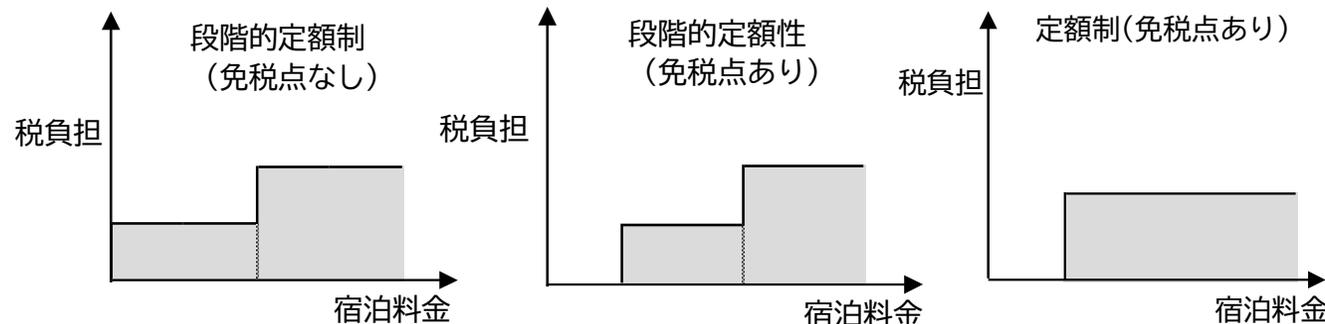


特 徴	宿泊事業者の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・最もシンプルで分かりやすい ・素泊まり料金の算出は不要 ・宿泊人数の把握が必要 ・税額の計算が容易で納税者への説明もしやすい ・宿泊料金が低額であるほど税負担が過重となる (前回アンケートでは最低価格が3千円台~3万円台まで10倍の差あり) ・宿泊単価が上昇しても税収の増につながらない ・税収が予測しやすい <p>~~~~~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税点を設けた場合、段階制の特徴となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税等は、なるべくシンプルを希望 ・フロントでの手間が外に比べて少ない ・宿泊人数の把握が難しい(一棟貸等の施設) ・1名に対し200円等、明快な条件を希望 ・宿泊料金に応じた段階的な課税にしてほしい (安価な宿泊施設) ・説明会意見では一律の定額制が望ましいという意見が多数だった。 ・前回アンケート「特に問題なし」(34.8%)

各方式に対する意見等

定額制(段階あり)

定額制(免税点あり)



特 徴	宿泊事業者の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊人数を把握する必要がある ・ 1人あたりの素泊まり料金の算出が必要 ・ 定率制より税額計算は簡易だが、定額制に比べると事務負担は大きい。 ・ 同一施設でも日やプランによる宿泊料金の変動で課税・非課税が変わる煩雑さがある。 ・ 宿泊単価が上昇した場合、税収の増につながる ・ 先行する自治体の半数が段階制を採用しており、うち5団体は免税点を設置 ・ 定額制で免税点を設置しているのは5団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊人数の把握が難しい (一室単位の料金設定施設) ・ 1人あたりの料金を算出する事務負担が大きい (一室単位の料金設定施設) ・ 宿泊料金に応じた段階的な課税にしてほしい (安価な宿泊施設) ・ 段階は計算が大変だ。 ・ 前回アンケート申告や納付に不安がある (44%)

(3) 免税点

○肯定的項目 ●否定的項目

設定するとした場合（下段：事業者意見）	設定しないとした場合（下段：事業者意見）
<ul style="list-style-type: none"> ○隣接する松江市との差が生じにくい ○免税点以下の料金設定をしている事業所には、宿泊税の影響がないため理解が得やすい ○市内には、県内唯一の特定機能病院（島大付属病院）があることに加え、複数の救急指定病院などがあり、入院通院等の対応にかかる宿泊者への配慮が求められることから長期宿泊が想定される安価な宿泊に対する一定の配慮となる。 ○先行自治体で設定しているのは26%にとどまる ●免税点を設定しない場合と比較すると、税込減となる ●同じ宿泊施設で宿泊税の課税と非課税の宿泊者が混在する可能性があり、事業所の手間が増える ●一人あたりの素泊まり料金の算出が必要になる 	<ul style="list-style-type: none"> ●安価な事業者から松江市に客が流れる不安の声が上がり、理解が得にくい可能性がある ●安価な宿泊事業者からの反対意見が強い。 ●県知事や、隠岐諸島、パブリックコメント等での反対意見が多く寄せられる可能性がある ●松江市は、免税点を設定することで医療目的や低価格の宿泊に対する配慮とした経緯がある ○すべての宿泊者から徴収することになるため、施設での混乱が少ない ○収入見込みが立ちやすい ○宿泊者にとっても、分かりやすい ○一人あたりの素泊まり料金を計算する必要がない
<ul style="list-style-type: none"> ・低額かつ民泊などは除外すべき ・施設が古いのでこれ以上の負担を求められない ・宿泊料金が非常に安いと、宿泊税を上乗せで求めるのは厳しい ・フロントでお客様とのトラブルは避けたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラを利用したときに生じる負荷は宿泊料金関係ないので免税点は必要ない ・料金変動時に事務負担が増えるため免税点を設ける必要はない

(4) 課税免除の対象

①修学旅行（宿泊研修等含む）

- ・小・中・高校の修学旅行は、公益性が高いとし、先行する全ての自治体が課税免除としている。

②学校教育上のスポーツ大会等

- ・課税免除とすれば税収の大幅減少となる
- ・先行自治体でも対象としている自治体は、1団体
- ・出雲市入湯税では「体育大会その他学校教育上の行事」を課税免除としている
- ・入湯税の学校教育上の行事という定義が曖昧で宿泊施設側での判断が必要となる

③小学生

- ・先行自治体のうち6団体17%が課税免除としている
- ・松江市は課税免除としていない
- ・入湯税では12歳未満を課税免除としている

— 説明会での事業者意見 —

- ・入湯税にあわせ、教育に関する宿泊については、スポーツ大会も免除対象としてほしい
- ・信仰行為としての参拝目的での宿泊も免除としてほしい
- ・年齢や医療目的の宿泊に対する課税免除を設けることは、現場での判断が困難、負担が大きい
- ・フロントで年齢を聞くことは難しい
- ・宿泊目的によって課税免除を行うこと自体に否定的な意見もあった

(4) その他制度全般に関する説明会での意見

- ・ 宿泊税の導入によって事務負担が増えないよう、簡素な仕組みにしてほしい
- ・ オンラインでの宿泊税の事前決済ができず、現地徴収が必要になることを懸念する声があった
- ・ システム改修の費用について、負担軽減措置が必要だとの意見が多かった
- ・ 課税要件が入湯税と異なると対応が複雑になるので、調整をとってほしいとの声が入湯税対象事業者から複数聞かれた。
- ・ 松江市で宿泊税導入後に生じているトラブルがあれば共有してほしい

－ 松江市の状況について －

Q：導入に際しトラブルは A：特にない

Q：導入後に事業者からトラブルの報告 A：ない

Q：導入後事業者から不満などの声は A：施設毎に申告納入を行うことの煩雑さについて意見があった

Q：免税点設定による素泊まり料金の算出についての事業者の混乱は A：大きな混乱はない

Q：入湯税には免税点がなく、宿泊税にはあることについての混乱は A：ない

Q：入院・通院を理由とする宿泊で5,000円を超える場合の措置は A：特段の措置はない

Q：1棟貸し施設等における1人あたりの素泊まり料金の算出に問題は

A：宿泊料金の求め方についての質問は複数あったが、大きな問題にはなっていない

Q：決済手数料の事業者負担について、事業者から意見や不満の声は

A：一部あるが、特別徴収事務交付金制度について説明し、理解を求めている

宿泊税導入の税収見込み（試算） ※基本税率を松江市と同じにした場合

項目	内訳	金額
想定宿泊客数	年間100万人 (観光基本計画目標値 (R11))	
基本税率	1人1泊200円	
税収見込み	200円×100万人	2億円
免税点設定による減収	5,000円未満の宿泊 (構成比12%...アンケートベースでの試算)	▲2,400万円
実質的な宿泊税収	2億円－2,400万円	1億7,600万円

財源まとめ（案）

項目	金額	備考
宿泊税	1億7,600万円	免税点（5,000円）考慮
駐車場収入	3,000万円	料金改定・新規徴収
合計財源確保	2億600万円	

3. 事業者アンケートについて

今回のアンケートは、説明会では発言されなかった事業者も含め、実際に実施する上での具体的な課題や意見などを広く把握することを目的に行います。

本日も検討いただいた課税要件等を具体的に想定し、不要な設問は削除します。答申に必要な事項を網羅したアンケートとなるようご検討ください。